

保護者の皆様

食物アレルギーのある園児の給食等の対応について

当保育園では、食物アレルギーをお持ちのお子さんの給食については、安全性を確保するため、医師の診断と指示による給食を提供いたしております。

(医師からの指示がない個別の希望にはお応えできません。)

つきましては、保育園給食で食物アレルギー対応を希望される場合は、下記の手続きをお願いいたします。

記

1. 医師の診断と指導について

医師の診断により、お子さんのアレルギーの症状について除去食の指示があった場合は、医師に「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー）」（以下「生活管理指導表」という）に記入を依頼し、保育園に提出してください。「生活管理指導表」の提出がない場合は、通常の給食対応となります。

「生活管理指導表」の有効期限は1年間です。

継続が必要な場合は、再度医師の診断を受け、保育園に提出をお願いいたします。ただし、指示内容に変更があった場合は、有効期間に関係なく、その都度提出をお願いいたします。

なお、診断及び「生活管理指導表」の作成に要する費用は、保護者負担となります。

また、ご提出していただいた書類については、全職員で確認し対応して参ります。

2. 給食の対応について

(1) 給食での対応は、アレルギーの原因となる食物を除去しています。

「生活管理指導表」に基づいて、保育園給食に含まれるアレルギーの原因となる食品の除去、代替食材での対応について、毎月、翌月分の給食食材確認表にて確認をさせていただきます。

3. 面談について

毎月、保育園より次月分の「給食献立表」と「アレルギー食確認表」をお渡しいたします。「アレルギー食確認表」に手書きで記載された代替、除去の内容をご確認のうえ、承諾のサインと印鑑を押して、早めに保育園に提出していただきますようお願いいたします。また、アレルギー内容の確認のため、3ヶ月ごとに面談を実施させていただきます。ご協力をお願いいたします。

以上